

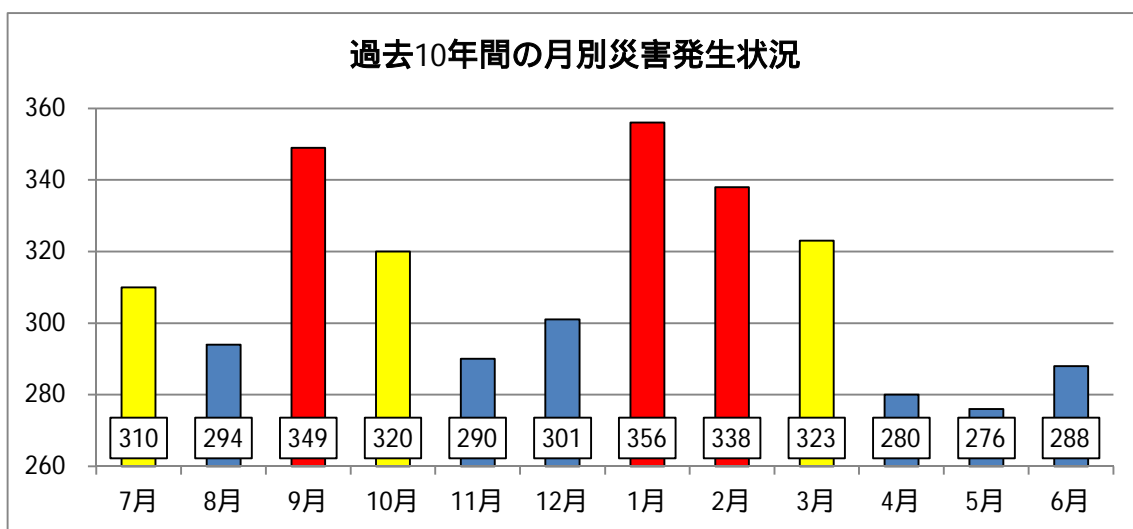
# 松本労働基準監督署

## 平成 27 年度冬季労働災害防止運動実施中

実施期間：平成 27 年 12 月 15 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

例年、松本労働基準監督署管内においては、冬季間に労働災害が多発する傾向があります。特に寒さが厳しくなる 1 月・2 月・3 月には予想外の事故も発生しやすくなることから、今年度も平成 27 年 12 月 15 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間に「平成 27 年度冬季労働災害防止運動」を展開することといたしました。

各職場におかれましては、事業場内外の危険箇所や機械設備等の再点検・再チェックを実施する等により、笑顔の新年に向け、労働災害防止にとりくまれるよう要望します。



### ◆1月は災害多発月!!

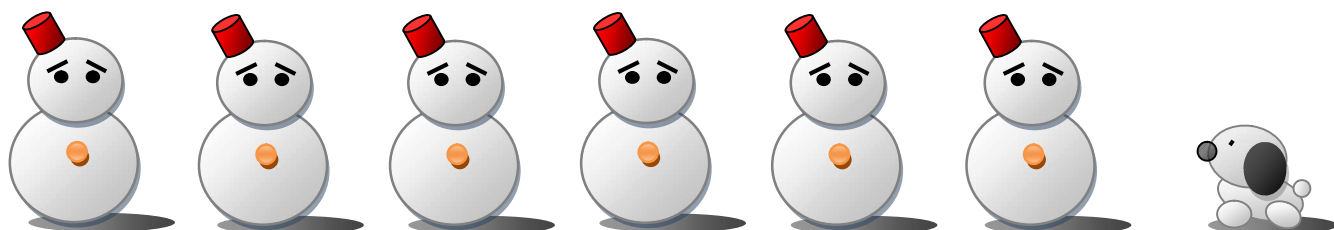
過去 10 年間（平成 17 年 7 月から平成 27 年 6 月まで）に発生した労働災害を発生月別で見ると 1 月が最も多く、全体（3725 人）の約 1 割にあたる 356 人が被災していることがわかります。

新しい年を迎えるにあたり以下の事項を積極的に実施することにより、まずは 1 月を労働災害ゼロに収め、ひいては平成 28 年をゼロ災害の年としていただくよう期待します。

### ◆労働災害原因第1位「転倒災害」

当署管内で最も多い災害は「転倒災害」。災害全体の約 25% が転倒災害です。

冬季間は特に転倒災害が発生しやすくなることから、通路の安全が確保されているか、職場周辺に危険な凍結箇所はないか等、チェックしてください。



## ◆労働災害原因第2位「墜落・転落災害」

建設工事現場における高所からの墜落・転落災害、設備作業や清掃・電球交換等での梯子や脚立等からの墜落・転落災害が多発しています。

高所で作業する場合は、昇降設備とともに「作業床」を設けることが基本です。

作業床の設置が困難な場合は、落下防止ネットの設置、安全带・ヘルメット（墜落時保護機能付きのもの）の着用を徹底しましょう。

## ◆労働災害原因第3位「はさまれ・まきこまれ災害」

機械設備の点検・整備・清掃時等に、機械の可動部分にはさまれたり、回転部分に手足を巻き込まれる災害が発生しています。

機械に生じた不具合やゴミの付着等を発見した際には、必ず該当機械設備を完全に停止させてから対処するようにしましょう。

点検等で機械の可動範囲内に立ち入る際は、操作盤の起動スイッチ等に「点検中のため起動厳禁」の表示をするよう徹底しましょう。

## ◆労働災害原因第4位「動作の反動・無理な動作災害」

ここ数年で急増しているのが、作業中の「動作の反動」や「無理な動作」を原因とする「腰痛災害」です。

特に冬季間は身体が硬くなりがちであることから腰痛多発の傾向があります。

作業前には腰痛体操等のストレッチを必ず行い、可能であれば作業場所の温度を適温に保つか、防寒服を着用する等の対策を講じましょう。

## ◆事業場実施事項

本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、労使による自主的な安全衛生活動を推進する。安全衛生委員会等において、冬季労働災害防止対策について審議し、対策を検討する。経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施し、改善を要する事項については確実に改善を行う。

労働者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施し、就業に当たって必要な知識を付与する。

凍結・積雪による転倒災害の防止

除雪機械等を用いた除雪作業における労働災害防止対策を講ずる。

建設工事現場における積雪を原因とした高所からの墜落・転落災害、転倒災害等の労働災害防止対策を講ずる。

スリップ等による交通労働災害防止対策を講ずる。

山間部等での作業においては雪崩災害防止対策を講ずる。

暖房器具等による一酸化炭素中毒防止対策を講ずる。

